八　［略］

九　特定被災地方公共団体のうち、第一項第一号の表第一項に定める市町村の「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものに係る数値急減補正係数の算定については、第十六条第一項の規定により算定した数と次の式によつて算定した数のいずれか大きい数とする。

算式Ⅲ

｛（B－A）／A－0.100×B／A｝×33.2×β－（α－β）×33.2

（B－A）、（B－A）／A－0.100×B／A、（α－β）又は｛（B－A）／A－0.100×B／A｝×33.2×β－（α－β）×33.2が負数となるときは、それぞれ0とする。

αが2.885を超えるときは2.885とする。

βが2.885を超えるときは2.885とする。

2　前項第一号に規定する新市町村の測定単位の数値の合併関係市町村への分別又は按分は、第四十九条第二項の規定によるものとする。この場合において、人口の分別又は按分については、第四十九条第二項第一号中「第五条第一項の表中一」とあるのは「附則第二十一条第一項第一号の表中一」と、道路の面積の分別又は按分については、同項第三号中「同項の表中四」とあるのは「附則第二十一条第一項第一号の表中二」と、道路の延長の分別又は按分については、同項第四号中「同項の表中五」とあるのは「附則第二十一条第一項第一号の表中三」と、漁港における係留施設及び外郭施設の延長の分別又は按分については、同項第五号中「第五条第一項の表中七から同項の表中十まで」とあるのは「附則第二十一条第一項第一号の表中四及び五」と、都市計画区域における人口の分別又は按分については、同項第六号中「同項の表中十一」とあるのは「附則第二十一条第一項第一号の表中六」と、都市公園の面積の分別又は按分については、同項第七号中「第五条第一項の表中十二」とあるのは「附則第二十一条第一項第一号の表中七」と、六十五歳以上人口の分別又は按分については、同項第十六号中「第五条第一項の表中三十」とあるのは「附則第二十一条第一項第一号の表中八」と、農家数の分別又は按分については、同項第十八号中「第五条第一項の表中三十二」とあるのは「附則第二十一条第一項第一号の表中十」と、林業及び水産業の従業者数の分別又は按分については、同項第十九号中「第五条第一項の表中三十六」とあるのは、附則第二十一条第一項第一号の表中十三に掲げる市町村にあつては「附則第二十一条第一項第一号の表中十三」と、同表十四に掲げる市町村にあつては「附則第二十一条第一項第一号の表中十四」と、同表十五に掲げる市町村にあつては「附則第二十一条第一項第一号の表中十五」と、世帯数の分別又は按分については、第四十九条第二項第二十一号中「第五条第一項の表中三十八」とあるのは「附則第二十一条第一項第一号の表中十六」と読み替えるものとする。

3　第一項第三号に規定する新市町村の合併関係市町村の区域に係る平成二十二年人口集中地区人口及び平成二十四年度分の全宅地の平均価格については、第四十九条第五項第一号の規定に準じて算定するものとする。

4　第一項第四号に規定する新市町村の合併関係市町村の区域に係る農業就業者数比率の算定に用いる国勢調査令によつて調査した平成二十二年十月一日現在における産業分類別就業者数並びに耕地比率の算定に用いる田畑の面積、牧場の面積及び宅地の面積については、第四十九条第五項

七　［同上］

八　特定被災地方公共団体のうち、第一項第一号の表第一項に定める市町村の「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものに係る数値急減補正係数の算定については、第十六条第一項の規定により算定した数と次の式によつて算定した数のいずれか大きい数とする。

算式Ⅲ

｛（B－A）／A－0.100×B／A｝×34.2×β－（α－β）×34.2

（B－A）、（B－A）／A－0.100×B／A、（α－β）又は｛（B－A）／A－0.100×B／A｝×34.2×β－（α－β）×34.2が負数となるときは、それぞれ0とする。

αが2.885を超えるときは2.885とする。

βが2.885を超えるときは2.885とする。

2　前項第一号に規定する新市町村の測定単位の数値の合併関係市町村への分別又は按分は、第四十九条第二項の規定によるものとする。この場合において、人口の分別又は按分については、第四十九条第二項第一号中「第五条第一項の表中一」とあるのは「附則第二十一条第一項第一号の表中一」と、道路の面積の分別又は按分については、同項第三号中「同項の表中四」とあるのは「附則第二十一条第一項第一号の表中二」と、道路の延長の分別又は按分については、同項第四号中「同項の表中五」とあるのは「附則第二十一条第一項第一号の表中三」と、漁港における係留施設及び外郭施設の延長の分別又は按分については、同項第五号中「第五条第一項の表中七から同項の表中十まで」とあるのは「附則第二十一条第一項第一号の表中四及び五」と、都市計画区域における人口の分別又は按分については、同項第六号中「同項の表中十一」とあるのは「附則第二十一条第一項第一号の表中六」と、都市公園の面積の分別又は按分については、同項第七号中「第五条第一項の表中十二」とあるのは「附則第二十一条第一項第一号の表中七」と、六十五歳以上人口の分別又は按分については、同項第十六号中「第五条第一項の表中三十」とあるのは「附則第二十一条第一項第一号の表中九」と、農家数の分別又は按分については、同項第十八号中「第五条第一項の表中三十二」とあるのは「附則第二十一条第一項第一号の表中十一」と、林業及び水産業の従業者数の分別又は按分については、同項第十九号中「第五条第一項の表中三十六」とあるのは、附則第二十一条第一項第一号の表中十四に掲げる市町村にあつては「附則第二十一条第一項第一号の表中十四」と、同表十五に掲げる市町村にあつては「附則第二十一条第一項第一号の表中十五」と、同表十六に掲げる市町村にあつては「附則第二十一条第一項第一号の表中十六」と、世帯数の分別又は按分については、第四十九条第二項第二十一号中「第五条第一項の表中三十八」とあるのは「附則第二十一条第一項第一号の表中十七」と読み替えるものとする。

［新設］

［新設］